

生物多様性条約セミナー

【主催】香川大学社会連携・知的財産センター

外国起源の動物・植物・微生物を 適切に研究利用するために

生物多様性条約および名古屋議定書において、遺伝（生物）資源の提供国の法令を遵守すること、事前同意（PIC）を取得していること、および利益配分の項目が入った相互合意（MAT）を行うことを研究者が遵守することが求められています。知らなかったでは済まされず、研究成果の発表、保存遺伝資源の第三者への移転、特許出願や産学連携時の成果の企業移転が難しくなることも想定されます。

大学や研究機関の研究活動に少なからず影響することも考えられるので、この機会に理解を深めて頂きたいと存じます。

対象の方の積極的な参加をお待ちしております。

【対象者】

- ・ 海外から遺伝・生物資源を取得して研究を行なう研究者・大学院生
- ・ 海外の研究者と共同研究されている方
- ・ 研究を支援されている知財・研究推進・産学連携・URA / 海外連携等に所属する担当者・事務担当者

【日時・場所】 平成29年1月24日（火）

15:00 ~ 16:30 / **農学部** A棟5階大会議室

18:00 ~ 19:30 / **医学部** 臨床講義棟2階講義室

【講師】 国立遺伝学研究所 知的財産室長 鈴木睦昭氏

【お問合せ】 香川大学社会連携・知的財産センター

TEL : 087-864-2550 (担当 : 永富)

【お申込み】 医学部（附属病院を含む）・農学部所属以外の方は、資料準備のため
FAX またはEメールにてお申込みください。

FAX : 087-864-2549

Eメール : renkeichizai2@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

※医学部・農学部所属の方のお申込みにつきましては、ご所属先の事務部へご確認ください。

【申込締切】 平成29年1月19日（木）